

オープンカウンター方式による見積合わせについて

令和8年8月13日
分任支出負担行為担当官
静岡森林管理署長 谷 秀治

下記の案件について見積合わせを実施しますので、参加希望の者は期限までに見積書を提出してください。

記

- 1 件 名 熊撃退スプレー
※詳細については別紙「仕様書・内訳書」のとおり
- 2 納入期限 令和8年11月30日（月）
- 3 納入場所 静岡森林管理署
- 4 見積書等提出
の日時・場所 日 時：令和8年9月4日（金）15時00分まで
場 所：静岡森林管理署 総務グループ
※電子調達システムによる見積提出
※郵便による提出も認める
- 5 必要な資格 下記の①もしくは②のいずれかに該当する者
① 令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）
において、「東海・北陸地域」「物品の販売」の競争参加資格
を取得していること
② 関東森林管理局随意契約登録者名簿に登録され、「物品の販売」
の資格を有する者
- 6 提出書類 ①見積書（消費税抜きの金額を記載し、内訳が分かるように作成す
るものとし、必ず日付をご記入ください）
②令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）
の写し（5必要な資格①に該当する者）
※電子調達システムを用いて参加する場合は、上記2点を内訳書データ
として送信してください。
※郵送の場合は、上記提出書類を合封して封緘し、封筒の表に「物件名
〇〇 見積書在中」と朱書きで記載のうえ提出してください。
- 7 その他 （1）見積書の提出前に「オープンカウンター方式の見積依頼に係る留意事
項」及び「関東森林管理局随意契約見積心得」を必ず確認ください。
（2）契約条件については、別紙「契約条件書」のとおりとし、見積書を提
出した場合はこれを承諾したものとみなします。
（3）契約金額は見積金額に消費税10%を足した金額となります。
（4）契約の締結日は見積採用の日とします。

（担当：総務グループ 総務担当 ）
（電話：054-254-3401）

仕様書・内訳書

1. 熊撃退スプレー

静岡森林管理署

番号	品名	例示品・規格	数量	単位	同等品可否
1	熊撃退スプレー	カウンターアソールト230g／CA230／使用期限3年以上	15	本	不可
	合計		15		

2. 納入場所

静岡森林管理署 〒420-0856 静岡県静岡市葵区駿府町1-120

3. 責任の所在

・物品の納品については、製造者の如何に関わらず、受注者が最終的に責任を負うこと。

4. その他

受注者においては、向こう5年間にわたり、アフターサービス・修理・部品提供等を円滑に行い得る体制を確保すること。

・詳細な事項及び本仕様に定めのない事項については、担当職員と必要に応じて打ち合わせを行うものとする。

契 約 条 件 書 (売 買)

- 1 この契約条項において(分任)支出負担行為担当官を甲とし、見積書提出者(又は見積者)を乙と呼称する。
- 2 乙は契約物品を納入したときは、その旨甲に通知して甲の検査を受け、これに合格したときをもって引渡しを完了したものとする。

甲は納入の通知を受けた日から10日以内に検査を行うものとする。
- 3 検査に不合格のものがあつたときは、納入期限内又は甲の指定した期限内に代品と引換え納入して甲の検査を受ける。この場合は前項の条件を適用する。
- 4 乙は納入期限までに物品を納入することができないときは、すみやかに納入期限の延長を申し出るものとする。
- 5 乙は天災その他不可抗力による場合のほか納入期限までに物品を納入できないときは、遅延日数に応じ、遅延した部分の物品の契約金額に対し、年3.0パーセントの遅滞違約金を甲に支払うものとする。
- 6 乙は物品の引渡しを完了したときは、売買代金の支払を請求することができる。
- 7 甲は適法な支払請求書を受理した日から30日以内に代金を支払うものとし、甲の責に帰する理由により支払期限を経過して支払遅延となつた場合は、遅延日数に応じ、当該未払金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額の遅延利息を乙に支払うものとする。
- 8 引渡し完了後1年以内に契約物品にかくれた瑕疵があつた場合は、乙は甲の指示に従い、代品と引換え又は補修費を負担するものとする。
- 9 甲は乙がこの契約に関し義務不履行・不正行為があつたと認めたとき、又は乙の都合により解約を申し出たときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合に乙は、解除部分に対する契約金額の100分の10に相当する違約金を甲に支払うものとする。
- 10 前各項のほか定めのない事項については、必要に応じて甲・乙協議して定めるものとする。
- 11 この契約について紛争を生じたときは、甲・乙協議して定める第三者の調停によって解決するものとする。

オープンカウンター方式による見積依頼に係る留意事項

1. 見積合わせに参加する者に必要な資格等

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 関東森林管理局長から「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領」に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(4) (1)～(3)のほか、案件毎に参加資格を設定している場合は、当該参加資格を有している者であること。

※参加資格設定のある見積依頼に参加資格のない者が提出した見積書や見積書に関する諸条件に違反した見積書は無効とします。

2. 見積書の提出先

静岡森林管理署 総務グループ 総務担当（TEL054-254-3401）

〒420-0856 静岡県静岡市葵区駿府町1-120

※見積書を郵送する場合は締切日時必着とし、封筒の表に「(案件名) 見積書在中」と朱書きしてください。

※見積書の宛名は「静岡森林管理署長」として下さい。

※電子調達システムにより見積書提出可能な場合、締切時間までに提出してください。

3. 契約書等の作成の要否について

会計法令等の規定に基づき、契約金額に応じ、請書の徴収または契約書を作成します。(契約金額により省略する場合があります。)

4. その他

(1) 参加者不在の場合は、別途選定した者への見積りを依頼し、随意契約を行うことができるものとします。

(2) 見積書作成に要した費用等は参加者の負担とします。

(3) 契約担当官等の都合により調達を中止する場合があります。